

## WGに関する委員からの照会について

- ① 国有林野を放牧目的（「国有林野の管理経営に関する法律」第7条1項4号）で借りる際の貸付期間は何年となるのか。
- ・ 林間放牧（立木のままで放牧）
  - ・ 放牧（立木を処分した後の土地での放牧）
- ② 国有林野をその用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が5haを超えない場合（同条1項5号）の貸付期間は何年となるのか。
- ③ 貸付期間は、必要に応じ延長することが可能なのか。  
仮に可能である場合の手続きいかん。

### 【上記①及び②について】

- 1 国有林野の貸付等については、
  - ① 法第7条第1項第4号に基づき、放牧（林間放牧を含む）の用に供する場合
  - ② 法第7条第1項第5号に基づき、国有林野の用途等を妨げない限度において、面積が5haを超えない場合それぞれ行うことができる。
- 2 その貸付期間については、国有財産法第21条第1項各号に上限を定めており、この範囲内で国有財産の管理が円滑に行われるよう「国有林野の貸付け等の取扱いについて」（昭和54年3月15日 54林野管第96号林野庁長官通知）に基づき、有償の場合3年としている。

### 【上記③について】

- 1 貸付期間については、契約の都度、貸付料の改定、財産状態の確認などを行い、適正な国有財産の管理に努めているため、延長は行わないが、回数を限定することなく契約の更新を認めている。
- 2 契約の更新の手続については、契約を締結している各森林管理署等から送付される期間満了通知に応じて、更新の意思を示す書面を提出していただいている。

(参考条文)

○国有林野管理規程（抄）（昭和36年3月28日農林省訓令第25号）

（期間）

第24条 貸付又は使用の期間は、植樹、道路、水路、ため池等の用に供する場合を除くほか、長期にわたらないように定めなければならない。

○国有林野の貸付け等の取扱いについて（抄）

（昭和54年3月15日 54林野管第96号林野庁長官通知）

第3 法に基づく契約による貸付け又は使用

1～2 （略）

3 貸付け又は使用の期間

貸付け又は使用の期間は、他に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 無償の場合にあつては5年以内とする。

(2) 有償の場合にあつては3年以内とする。

(3) （略）

4～15 （略）